

2018年9月3日  
USEN少額短期保険 株式会社

## 8月30日からの大雨による災害により 被害を受けられました皆さまへ

8月30日からの大雨による災害により被害を受けられた皆さまに、心からのお見舞いを申し上げます。  
当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、保険料払込猶予期間の特別措置を実施させていただきます。

### <保険料払込猶予期間の特別措置>

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。  
特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。

お客さま専用フリーダイヤル 0120-009-680

※ 受付時間：9:30～18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

適用都道府県	適用地域	法適用日
山形県	新庄市、最上郡最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・鮭川村・戸沢村	8月31日